

大分県報

平成三十一年
第三〇七八号
四月二十三日

(火曜日)

目次

告 示

- 一 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………
- 一 生活保護法等による介護機関の指定……………
- 一 生活保護法等による指定介護機関の所在地変更……………
- 二 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………
- 三 土地改良区の定款変更認可(三件)……………
- 四 県営土地改良事業施行申請適當の決定及び縦覧(三件)……………
- 四 地籍調査の成果の認証……………
- 五 道路区域の変更……………
- 五 道路の供用開始……………
- 六 公有水面埋立ての免許……………
- 七 選挙管理委員会告示……………
- 八 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数)……………
- 九 競争入札参加者の資格に関する公示……………
- 九 一般競争入札の実施……………
- 一一 基本測量の終了……………
- 一一 開発行為の完了……………

○告 示

大分県告示第二百二十六号
大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)第五十一条の六第二項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。
平成三十一年四月二十三日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
岩田商事株式会社	岩田 尚久	大分市碩田町二丁目一番二八号	平三一・三・三一

大分県告示第二百二十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。
平成三十一年四月二十三日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所所在地	サービスの種類	指定年月日
むさし整形 外科医院	国東市武蔵町 古市一四八	医療法人 昂 陽会	国東市武蔵 町古市一四 八	訪問リハビリテ ーション、介護 予防訪問リハビ リテーション	平三一・四・一

大分県告示第二百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定介護機関からその所在地の変更があった旨届出があった。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の所在地		介護機関の名称 白梅の花訪問介護ステーション	変更年月日 平三〇・二二・一〇
変更前 別府市中島町 一―二四	変更後 別府市青山町二 一―		

大分県告示第二百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ウエストタウン大分
大分市賀来南三丁目三千八百四十三番地 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所
イオン九州株式会社
代表取締役 柴 田 祐 司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 佐々木 勉
福岡県福岡市博多区大井二丁目三番一号
- 3 変更した事項
(一) 大規模小売店舗の所在地
変更前 大分市大字賀来字井ノ口六百三十七番地 外
変更後 大分市賀来南三丁目三千八百四十三番地 外

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 変更前 イオン九州株式会社
代表取締役 岡 澤 正 章
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 柴 田 英 二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号
イオン九州株式会社
代表取締役 山 口 聡 一
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 柴 田 英 二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号
イオン九州株式会社
代表取締役 柴 田 祐 司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 柴 田 英 二
福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十一号
イオン九州株式会社
代表取締役 柴 田 祐 司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役 佐々木 勉
福岡県福岡市博多区大井二丁目三番一号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 イオン九州株式会社

代表取締役 岡 澤 正 章

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 柴 田 英 二

福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目十三番二十二号

足立光範

大分市三川下一丁目六番二十六号

変更後 イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

マックスバリュ九州株式会社

代表取締役 佐々木 勉

福岡県福岡市博多区大井二丁目三番一号

株式会社不動産サポート

代表取締役 荒 木 亮

大分市牧一丁目三番三号

株式会社宇佐エンタープライズ

代表取締役 芝 原 昇 司

宇佐市大字芝原三百三十三番地一

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗の所在地

平成二十七年一月十日

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 平成二十四年五月十日 (イオン九州株式会社代表者変更)

(2) 平成二十六年五月二十二日 (イオン九州株式会社代表者変更)

(3) 平成二十六年五月二十三日 (マックスバリュ九州株式会社代表者変更)

(4) 平成三十年十一月十二日 (マックスバリュ九州株式会社住所変更)

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ては代表者の氏名

(1) 平成二十六年五月二十二日 (イオン九州株式会社代表者変更)

(2) 平成二十六年五月二十三日 (マックスバリュ九州株式会社代表者変更)

(3) 平成三十年十一月十二日 (マックスバリュ九州株式会社住所変更)

(4) 平成二十六年五月二十九日 (株式会社不動産サポート地位承継)

(5) 平成二十九年十一月二十九日 (株式会社宇佐エンタープライズ入店)

二 届出年月日

平成三十一年三月十四日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十一年四月二十三日から平成三十一年八月二十三日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年八月二十三日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名

所在地

認可年月日

三船土地改良区

由布市

平三一・四・一〇

大分県告示第二百三十一号

平成三十一年四月二十三日

大分県報(告示)

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区連合の定款変更を認可した。

平成三十一年四月二十三日

土地改良区名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
所在地	大分県知事 広 瀬 勝 貞
駅館川土地改良区連合	宇佐市
	平三一・四・一〇

大分県告示第二百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

平成三十一年四月二十三日

土地改良区名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
所在地	大分県知事 広 瀬 勝 貞
白水井路土地改良区	竹田市
	平三一・四・一一

大分県告示第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、日田市天瀬町出口千六百三十八番地の高瀬朝好ほか六名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十三日

事業名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
地区名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
縦覧期間	平三一・四・二三から 平三一・五・一三まで
縦覧場所	日田市役所
県営防災ダム事業 （ため池群整備）	出口地区

大分県告示第二百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十三日

事業名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
地区名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
縦覧期間	平三一・四・二三から 平三一・五・一三まで
縦覧場所	杵築市役所
県営農村地域防災減災事業 （ため池整備）	杵掛新池地区

大分県告示第二百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十一年四月二十三日

事業名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
地区名	大分県知事 広 瀬 勝 貞
縦覧期間	平三一・四・二三から 平三一・五・一三まで
縦覧場所	杵築市役所
県営農村地域防災減災事業 （ため池整備）	甕岩溜池地区

大分県告示第二百三十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。

平成三十一年四月二十三日

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
別府市	平二八・六・一から平二九・一二・二二まで	別府市大字東山の 一部の地籍図及び 地籍簿	別府市大字東山の 一部	平三一・四・八
別府市	平二七・五・二六から平二八・一二・一四まで	別府市大字内成の 一部の地籍図及び 地籍簿	別府市大字内成の 一部	平三一・四・八
別府市	平二八・六・二から平二九・一二・二一まで	別府市大字内成の 一部の地籍図及び 地籍簿	別府市大字内成の 一部	平三一・四・八
中津市	平二六・四・一から平二八・三・二五まで	中津市本耶馬溪町 西谷の一部の地籍 図及び地籍簿	中津市本耶馬溪町 西谷の一部	平三一・四・八
中津市	平二七・四・一から平二九・三・二九まで	中津市本耶馬溪町 西谷の一部の地籍 図及び地籍簿	中津市本耶馬溪町 西谷の一部	平三一・四・八
中津市	平二八・四・一から平三〇・三・二八まで	中津市本耶馬溪町 東谷の一部の地籍 図及び地籍簿	中津市本耶馬溪町 東谷の一部	平三一・四・八
中津市	平二七・六・二七から平二九・三・二九まで	中津市耶馬溪町大 字山移の一部の地 籍図及び地籍簿	中津市耶馬溪町大 字山移の一部	平三一・四・八
中津市	平二八・八・二三から平三〇・三・二八まで	中津市耶馬溪町大 字山移の一部の地 籍図及び地籍簿	中津市耶馬溪町大 字山移の一部	平三一・四・八
白杵市	平二六・六・一一から平二九・三・一五まで	白杵市大字市浜の 一部の地籍図及び 地籍簿	白杵市大字市浜の 一部	平三一・四・八
竹田市	平二五・一二・二〇から平二八・二・一六まで	竹田市久住町大字 久住の一部の地籍 図及び地籍簿	竹田市久住町大字 久住の一部	平三一・四・八

平成三十一年四月二十三日

大分県報(告示)

五

宇佐市	平二九・六・二九から平三〇・一一・二一まで	宇佐市大字赤尾の 一部の地籍図及び 地籍簿	宇佐市大字赤尾の 一部	平三一・四・八
宇佐市	平二九・六・二九から平三〇・一一・八まで	宇佐市安心院町村 一部の地籍図 及び地籍簿	宇佐市安心院町村 の一部	平三一・四・八
宇佐市	平二九・六・二九から平三〇・一一・一まで	宇佐市院内町月俣 一部の地籍図及 地籍簿	宇佐市院内町月俣 の一部	平三一・四・八
玖珠郡 九重町	平二八・七・一五から平三〇・一一・九まで	玖珠郡九重町大字 田野の一部の地籍 図及び地籍簿	玖珠郡九重町大字 田野の一部	平三一・四・八

大分県告示第二百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十一年四月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
一般国道四 四二号	豊後大野市朝地町梨小字谷一七一五番 地先から 豊後大野市朝地町梨小字谷一七四四番 二地先まで	前	二〇・九 メートル	一五五・〇 メートル
		後	二六・五 メートル	一五五・〇 メートル

大分県告示第二百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年四月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備

え置いて一般の縦覧に供する。
平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道四四二号	豊後大野市朝地町梨小字谷一七二五番地先から 豊後大野市朝地町梨小字谷一七四四番二地先まで	平三一・四・二三
県道朝地停車場線	豊後大野市朝地町朝地字庄田二四〇五番二地先から 豊後大野市朝地町朝地字寺田八九六番一〇まで	

大分県告示第二百三十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 免許の年月日

平成三十一年四月十七日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字大平字浦追九八九番一、九八七番一及び同大字古幸谷九六四番五の地先の国有海浜地先の公有水面

2 区域

次の一から一二までの各地点を順次に結んだ線及び一の地点と一二の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満潮位(T・P・プラス一・一三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

一の地点 大分市にある国土地理院小幸幸三等三角点(北緯三三度一分五二秒三四六九、東経一三一度五〇分四九秒八八五一(以下「基点」という。))から九二度五一分四〇秒一、七八二・四四メートルの地点

- 二の地点 一の地点から二五〇度〇四分一九秒 四・五二メートルの地点
- 三の地点 二の地点から二六六度〇四分一九秒 六・七二メートルの地点
- 四の地点 三の地点から二六六度〇四分一九秒 二〇・〇〇メートルの地点
- 五の地点 四の地点から二六六度〇四分一九秒 一〇・〇〇メートルの地点
- 六の地点 五の地点から二六六度〇四分一九秒 七・二九メートルの地点
- 七の地点 六の地点から二四〇度〇四分一九秒 三・一七メートルの地点
- 八の地点 七の地点から二四〇度〇四分一九秒 一〇・〇〇メートルの地点
- 九の地点 八の地点から二四〇度〇四分一九秒 一〇・〇〇メートルの地点
- 一〇の地点 九の地点から二四〇度〇四分一九秒 二・三三メートルの地点
- 一一の地点 一〇の地点から二六八度〇四分一九秒 七・一七メートルの地点
- 一二の地点 一一の地点から二六八度〇四分一九秒 一一・〇二メートルの地点

3 面積

五二一・二〇平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

大分市大字大平字浦追九八九番一、九八七番一、同大字古幸谷九六四番五及び九六四番一の地先の国有海浜地並びに国有海浜地先の公有水面

2 区域

次の各地点をAから順次に結んだ線及びAの地点とUの地点を結んだ線により囲まれた区域

- Aの地点 基点から九二度三一分三九秒 一、七七四・四二メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から三三六度〇六分三八秒 一八・一九メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から三一三度一八分〇〇秒 二〇・七八メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から二九四度三三分二五秒 二〇・七八メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から二六七度五三分一三秒 二七・六八メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から二五〇度一七分二八秒 二七・六八メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から二三三度二〇分三三秒 二一・二〇メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から二一四度四五分五八秒 二一・二〇メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から一八七度二二分二五秒 二四・九一メートルの地点

<p>五 埋立地の用途 道路用地</p>	<p>三 面積 七、六四五・一七平方メートル</p>	<p>Jの地点 Iの地点から一一一度四九分三八秒 二二・三八メートルの地点 Kの地点 Jの地点から九〇度五七分一四秒 一五・〇六メートルの地点 Lの地点 Kの地点から九七度三五分二六秒 二二・六六メートルの地点 Mの地点 Lの地点から九九度一五分二四秒 一八・二〇メートルの地点 Nの地点 Mの地点から九二度四四分二六秒 一〇・四六メートルの地点 Oの地点 Nの地点から六三度三一分二〇秒 六・一八メートルの地点 Pの地点 Oの地点から三九度五四分四九秒 二・九〇メートルの地点 Qの地点 Pの地点から六四度〇〇分〇三秒 五・五三メートルの地点 Rの地点 Qの地点から六八度五一分三九秒 五・〇〇メートルの地点 Sの地点 Rの地点から五八度〇六分二七秒 一〇・二九メートルの地点 Tの地点 Sの地点から七七度五五分五七秒 四・〇七メートルの地点 Uの地点 Tの地点から二六度三四分三四秒 一八・三九メートルの地点</p>
--------------------------	--------------------------------	--

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成三十一年四月十五日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成三十一年四月二十三日
大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

<p>一 一の数 一九、四六〇人</p>	<p>二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二一、六二五人</p>	<p>三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）</p>
--------------------------	--	--

<p>大分市 一三二、一五一一人 別府市 三三、六一一人 中津市 二三、〇四七人 日田市 一八、四〇八人 佐伯市 二〇、六五八人 臼杵市 一一、一三〇人 津久見市 五、二〇六人 竹田市 六、四一〇人 豊後高田市 六、四四二人 杵築市 八、四〇二人 宇佐市 一五、八八〇人 豊後大野市 一〇、四五一人 由布市 九、六九〇人 国東市・姫島村 八、八四二人 日出町 七、八九二人 九重町・玖珠町 七、一一九人</p>

公 告

地方公共団体の物品等の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 調達をする物品等の種類

大分県庁資産管理ツール等一式の賃貸借契約

二 競争入札の参加者資格

1 競争入札に参加できない場合

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四に規定する者に該当する場合

(二) 営業に關し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない場合

(三) 県税を滞納している場合

(四) 営業年数が一年未満の場合

(五) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合

(六) 暴力団関係企業等（暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）である場合

2 競争入札に参加することができる者は、基準日（申請書を提出する月の初日をいう。以下同じ。）及び基準年度（基準日の属する年度の直前の事業年度をいう。以下同じ。）の決算時の実績において、知事が次に掲げる事項について審査し、入札参加資格があると認めた者とする。

(一) 経営規模

(1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）

(2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）

(3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造

を業とする者に限る。）

(二) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）

(三) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）

(四) 年間契約実績（基準年度）

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

2 申請書の入手、提出先及び問合せ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇一八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 ○九九（五〇六）二九五七

3 申請の時期

平成三十一年四月二十三日（火）から同年五月十七日（金）までとする。

四 入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成三十二年九月三十日（水）までとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の二に同じ

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(三)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
(二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合

(三) 競争入札参加資格申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合

2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知する。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成31年 4月23日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類

大分県庁資産管理ツール等一式の賃貸借契約

(2) 納入期限

平成31年 7月24日 (水)

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

(4) 契約期間

平成31年 8月 1日から平成35年12月31日までの長期継続契約とする。

ただし、納入期限は上記(2)のとおり平成31年 7月24日とする。

2 大分県物品等電子入札システムの利用

本案件は、大分県物品等電子入札システム（以下、「物品等電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は認めないものとする。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県物品等電子入札システム運用基準による。

3 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。

(3) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を平成31年 5月23日（木）午前10時まで到大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班に提出し、審査を受け、承認を受けた者。

(4) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(5) この公告の日から下記10に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて

いない者であること。

(6) 物品等電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

ア なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ロ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ハ 暴力団員が役員となっている事業者

ニ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

ホ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

ヘ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

ト 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

チ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者

4 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

上記3の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。

(1) 申請の時期
平成31年 4月23日（火）から同年 5月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 9時00分から午後 5時00分まで。

(2) 申請書類の入手場所及び提出先
大分県会計管理局用度管財課物品調達班
〒870-8501 大分市大手町 3丁目 1番 1号
電話 097-506-2957

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html>

契約に関する事務を担当する部局の名称
大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班

契約条項を示す場所及び日時

大分県庁

〒870-8501 大分市大手町 3丁目 1番 1号

<p>(1) 場所 大分県商工労働部情報政策課電子自治体推進班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2065 大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/14250/shisankanri-nyusatsu-2019.html</p> <p>(2) 日時 平成31年4月23日（火）から同年5月23日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分まで。</p> <p>7 入札説明書の交付場所及び日時 上記6に同じ。</p> <p>8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限 (1) 期 間 自 平成31年4月23日（火）10時00分 至 平成31年6月3日（月）10時00分</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 (1) 開札予定日時 平成31年6月3日（月）11時00分</p> <p>11 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を物品等電子入札システムにより通知する。</p> <p>12 入札保証金に関する事項 免除とする。</p> <p>13 契約保証金に関する事項 落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。 (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 過去2年間に国（公団を含む）又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであることについて、その者が契約を締</p>	<p>結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 入札に参加する資格を有しない者とした入札 (2) 入札に関する条件に違反した者 (3) 入札書が所定の日時に到達しないとき。 (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。 (5) 誤字脱字等により、意思表示が不明瞭であるとき。</p> <p>15 落札者の決定の方法 (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。 (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。</p> <p>16 その他 (1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受け る。 (2) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>17 Summary (1) Nature and quantity of the products to be required One set of Information management tool for Oita Prefecture Personal Computers (2) Delivery Deadline July 24, 2019 (3) Delivery Place The place that Governor of Oita appoints (4) Time limit for tender 10:00 am, June 3, 2019 (5) Management Bureau Address Property Management Division Oita Prefectural Government</p>
---	--

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、次のとおり国土
地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）

二 作業の地域

県内全域

三 作業の終了日

平成三十一年三月三十一日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の
開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成三十一年四月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

佐伯市字中野二千四百二十番二ほか八筆、字泉福寺二千四百三十八番一ほか十筆及び白
坪二千四百二十一番二

二 開発区域の面積

一万五千二百二・八三平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

佐伯市二千八百八十七番地一

公益財団法人日豊鶴泉会

代表理事 米 田 勝 洋

四 完了検査年月日

平成三十一年三月六日